

まとめ 本通 3 丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることに関する調査及び検討結果（素案）

1 考察

(1) 眺望点（視点場）の設定について

ア 考え方

眺望点（視点場）は、眺望景観への影響を把握するために適切であり、かつ、市民にとって分かりやすく共有しやすい箇所として、次のものを設定することとする。

特に、①によるものは、これまで議論が尽くされて設定されたものであり、優先的に扱うものとする。

①－1 広島市景観計画において設定されている箇所

①－2 「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」において設定されている箇所

② ①以外で、計画地近傍やデルタ内で計画建物を望むことができ、多数の人が集まる又は往来する箇所

イ 眺望点（視点場）

(1)ア①によるもの（景観計画及び「あり方」において設定されている箇所）

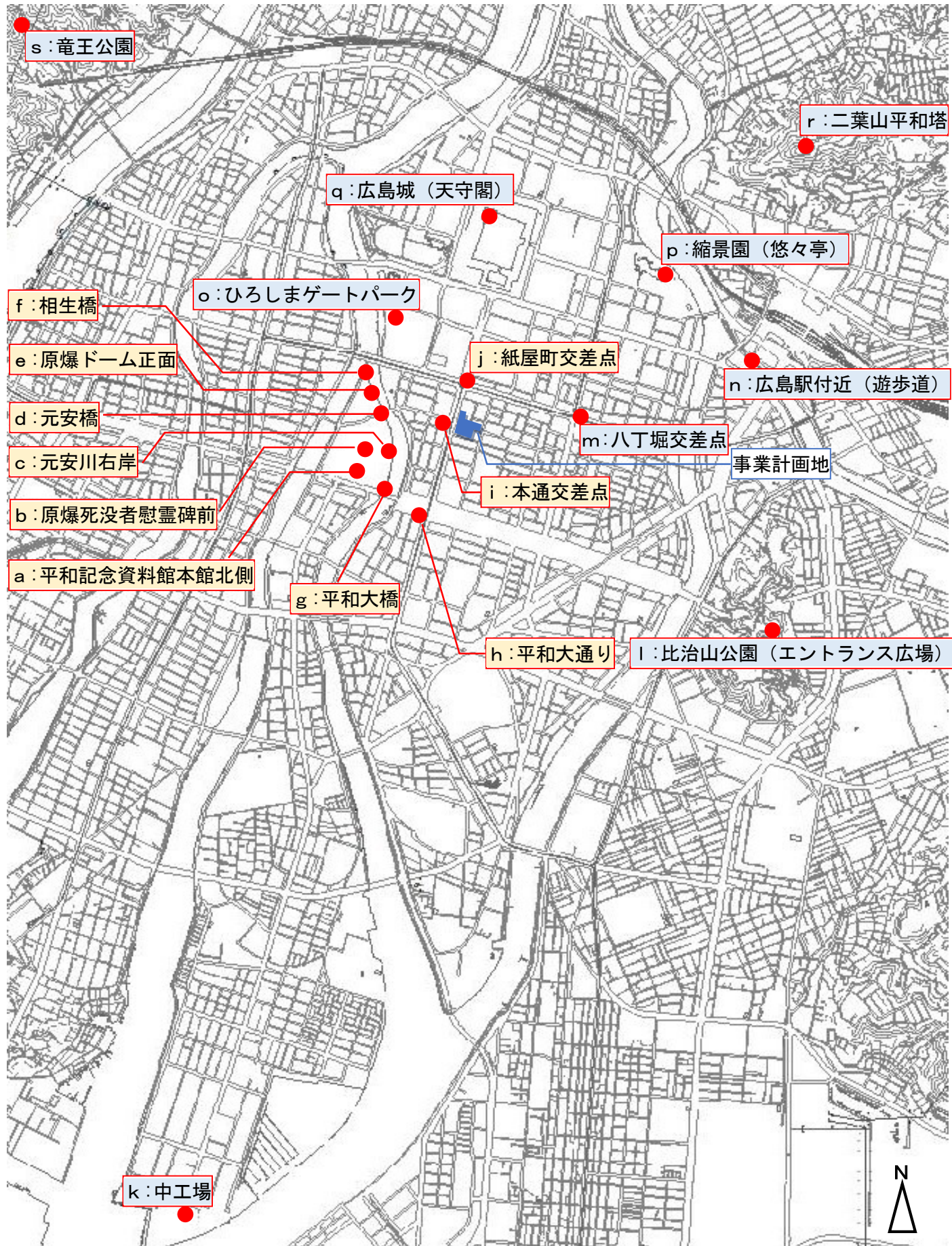
符号	名称	備考
a	平和記念資料館本館北側*No. 7	1 階ピロティ北側地点
b	原爆死没者慰霊碑前*No. 5	公式名は「広島平和都市記念碑」
c	元安川右岸*No. 2	元安橋と平和大橋の概ね中間の地点
d	元安橋*No. 3	
e	原爆ドーム正面	元安川右岸で原爆ドーム西側正面を望む地点
f	相生橋*No. 9	T 字型南詰地点
g	平和大橋*No. 6	
h	平和大通り*No. 4	鯉城通りとの交差点
i	本通交差点	鯉城通りと本通商店街の交差点
j	紙屋町交差点*No. 1	

(1)ア②によるもの（ア①以外で、計画地近傍やデルタ内で計画建物を望むことができ、多数の人が集まる又は往来する箇所）

符号	名称	備考
k	中工場	6 階展望デッキ
l	比治山公園（エントランス広場）*No. 1 4	
m	八丁堀交差点*No. 8	
n	広島駅付近（遊歩道）*No. 1 3	猿猴川左岸河岸緑地エールエール前の地点
o	ひろしまゲートパーク*No. 1 0	
p	縮景園（悠々亭）*No. 1 2	
q	広島城（天守閣）*No. 1 1	
r	二葉山平和塔*No. 1 5	通称仏舎利塔
s	竜王公園*No. 1 6	

（参考）上表のうち、*印は、環境影響評価の実施計画書及び準備書（案）においても眺望点（視点場）とされているものである。*印の後の数字は、準備書（案）の眺望点の符号を表す。

図：眺望点（視点場）の位置図



ウ 環境影響評価実施計画書及び準備書（案）における視点場

環境影響評価実施計画書及び準備書（案）で示された視点場は、景観計画やあり方において設定した視点場を含み、主に平和記念公園内から選定されており、元安橋や平和大橋のように主要な動線の一つであり、多くの人が計画建物を目にする地点、対岸から計画建物を望む地点も選定されている。その他、計画地あるいは計画建築物が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所が選定されている。

これらは前述の①－１、①－２、②の観点からも概ね妥当である。

ただし、e：原爆ドーム正面（「あり方」で設定した視点場）、i：本通交差点（近景の視点場）、k：中工場（視点場として共有しやすく市街地を一望できる視点場）については追加が必要である。

(2) 形態及び色彩について

ア 各眺望点（視点場）において共通の事項

準備書（案）時点での計画は、具体的な色彩、材料及び細部の意匠が示されておらず、その詳細は、今後とも段階を追って定まっていく。

そのため、準備書（案）、準備書の段階及びその後の段階において、詳細を定めていくに当たっての各眺望点（視点場）における共通の事項を次のとおり示す。

- (ア) 景観計画の基準の遵守と同計画の景観形成の方針に沿うとともに、原爆ドームの視認性の確保など、形態及び色彩に特に留意する必要がある。
- (イ) 計画地は景観計画の「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」及び「一般区域」にまたがっており、その中で一体の建物として形態及び色彩を適切に計画するためには、高層部、低層部共に計画地全体が「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」内にあるものとみなすことが望ましい。
- (ウ) 市域内には優れた対の造形があり、計画建物の高層部分に２棟によるツインタワーの形が、先例と同様の優れた対のデザインとなるよう、コンセプト及びプロポーションなどの造形を検討する必要がある。
- (エ) 夕景、夜景における見え方を検討する必要がある。その際、計画建物自体の内部照明のデザインを併せて検討することが望ましい。
- (オ) 建物緑化や植栽は、特に近景において景観上果たす役割やその効果が大きいことから、検討をする必要がある。

イ 眺望点（視点場）別の事項

フォトモンタージュ及び景観計画における景観形成の方針と照らし合わせながら評価するものとする。

なお、フォトモンタージュは広画角の写真（水平視野角約65度、レンズ焦点距離28ミリメートル）を用いて作成されている。人間の視野角は、視対象への注目度合い・意識によって狭まるため、重要な箇所（a～fの眺望点（視点場））については、現地において実際の見え方の確認を行い評価するものとする。

（ア） 南北軸方向と計画建物を望む眺望点（視点場）

- a：平和記念資料館本館北側
- b：原爆死没者慰霊碑前
- c：元安川右岸
- d：元安橋
- g：平和大橋

これらの眺望点（視点場）からは、計画建物といわゆる南北軸線上の原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームの両方が見える。

景観計画では、平和記念公園（原爆ドームを含む。）の周辺の建物については、南北軸線北側に限られた範囲を除いては、高さ規制をすることを前提としておらず、南北軸線に沿って視点を移しながら計画建物側を見てみると、都心部の更新を象徴する高層建物が囲まれ、それらの一つとして平和記念公園や元安川越しのパノラマ的な景観を形成している。

また、慰霊と鎮魂を象徴する景観としての位置付けが確立している南北軸線北側と対比させながら、計画建物側の都心中心部の復興・にぎわいと同時に眺望することができる象徴的な場所であるということができる。

したがって、景観計画に則した色彩や材料などに関する工夫が行われるならば、今後の都心部の更新を象徴し、世界遺産の周辺地区にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいのバランスがとれたものとなり得る。

（イ） 原爆ドームの背後に計画建物を望む眺望点（視点場）

- e：原爆ドーム正面
- f：相生橋

これらの眺望点（視点場）からは、元安川の対岸に原爆ドームとその後ろに計画建物が重なって見える。

それは、廃墟のまま保存され被爆の惨禍を伝える原爆ドームの背後に、復興を遂げた都心部の街並みが控える景観である。原爆ドームを囲むように建つ周辺の高層建物が、今後の更新において、原爆ドームの存在感や視認性を確保されるよう計画、整備されることにより、復興とにぎわいを表しながら、原爆ドームの背景として一層ふさわしい建物群からなる景観を形成していくこととなるものである。

る。

計画建物は原爆ドームと一定の距離を保つことで、原爆ドームへの圧迫感を感じさせない。色彩や材料などに関して景観計画に則して十分な工夫が行われるなら、世界遺産の周辺地区にふさわしい品格ある雰囲気があるものとなり得る。

（ウ） その他の眺望点（視点場） 近景及び遠景

- h：平和大通り
- i：本通交差点
- j：紙屋町交差点
- k：中工場
- l：比治山公園（エントランス広場）
- m：八丁堀交差点
- n：広島駅付近（遊歩道）
- o：ひろしまゲートパーク
- p：縮景園（悠々亭）
- q：広島城（天守閣）
- r：二葉山平和塔
- s：竜王公園

これらの眺望点（視点場）からは、原爆ドーム及び平和記念公園を視野に含まないことから、全体として復興とにぎわいを象徴する景観としてとらえることができる。

したがって、都市的なにぎわいを象徴するものとした上で、景観計画に則した色彩や材料などに関する工夫を行うことにより、品格ある雰囲気があるものとなり得る。

なお、一部の視点場（p、r）からは、フォトモンタージュによる検討の結果、計画建物が見えないとされている。

ウ 立地や高さについて

市では楕円形の都心づくりを進めており、国から都市再生緊急整備地域や特定都市再生緊急整備地域の指定を受けている都心部は、高度利用・高密度利用のための高層化の促進を前提に更新を図っているところである。(参考資料2：都心の高層ビルの状況)

しかし、都心部であっても世界遺産の周辺にふさわしい形態を保持すべきものとして明確にできる範囲については、景観の観点から制約を設けることとし、それらの周辺部においては、これまで景観計画で定めてきた色彩の工夫や建物頂部のデザインの工夫などの制約をすることにより、平和記念都市としての復興の象徴地域と位置付けられると考える。

また、世界遺産の周辺にふさわしい形態を保持すべきものとして明確にできる範囲は、今後とも検討すべきバッファークゾーンのエリアのあり方に左右されるものになるが、原爆ドームの東側については、少なくともこの度の計画地より西側のエリア内であって、バッファークゾーンと必要があればその極背後地を加えた範囲に設定することにより、平和記念公園内からの距離を適切に保てるものとするのが考えられる。なお、その際、平和記念資料館本館北側の眺望点（視点場）からの距離が約330メートルあるNHK広島放送センタービルがランドマークになっているといったことを考慮するものとする。

計画地は既定の高さ制限を受けるエリアではなく、前述のとおり、平和記念都市としての復興の象徴地域といえ、景観の観点からの高さの制限は不要と考える。フォトモンタージュや現地確認によっても、同様に考えることができる。

(3) その他について

ア ハード面に関する事項

計画地は本通りの上に当たり、他の建物に比べて公共的な空間が多く設けられることが想定されることから、そうした公共的な空間への利用者の集まり方、往来の仕方及び動線とデザインの関連について検討が必要である。

イ ソフト面に関する事項

利用者や計画建物を見る人に、計画についてどれくらい認知してもらえるかや良い関係が作れるか、愛着を持ってもらえるかが、いかに良い景観を作ることができるかにつながることから、今後の市民との関係作りに取り組むことが望ましい。

ウ 景観行政に関する事項

計画建物が新たな視点場となり得ることから、市において、平和記念公園やひろしまゲートパーク、サッカースタジアムとスタジアム前広場などの夜間景観の計画を検討することが望ましい。

2 景観形成の観点から求めること

準備書（案）に示された予測結果及び環境保全措置は概ね妥当なものと考えられる。

ただし、準備書（案）の環境保全措置の内容にも示されているとおり、形態・意匠等の計画は現時点で具体的にはされていないことから、準備書（案）の段階では、本計画が「景観形成の方針等との整合が図られている」と結論付けることは難しい。

そのため、次のとおり評価の表現の一部を修正すべきである。

「したがって、環境保全措置のとおり計画され、事後調査によりそれらの内容が確認されることにより、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、景観形成の方針等との整合が図られると評価する。」

また、準備書（案）、準備書の段階及びその後の段階において、詳細を定めていくに当たって、次のことを求める。計画建物に関する対応は、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」に基づく事前協議までに行うものとする。

(1) 眺望点（視点場）の設定について

準備書（案）で想定した眺望点（視点場）に含まれない次の箇所からの景観についても検討を行うこと。

- e： 原爆ドーム正面
- i： 本通交差点
- k： 中工場

(2) 形態及び色彩について

ア 景観計画の基準の遵守及び同計画の景観形成の方針に沿うとともに、原爆ドームの視認性の確保など、形態及び色彩に特に留意すること。

イ 計画地は、景観計画の「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」及び「一般区域」にまたがっており、その中で一体の建物として形態及び色彩を適切に計画するためには、高層部、低層部共に計画地全体が「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」内にあるものとみなすことが望ましい。

ウ 市域内には優れた対の造形があり、計画建物の高層部分の2棟によるツインタワーの形が、先例と同様の優れた対のデザインとなるよう、コンセプト及びプロポーショなどの造形を検討すること。

エ 夕景、夜景における見え方を検討すること。その際、計画建物自体の内部照明のデザインを併せて検討することが望ましい。

オ 建物緑化や植栽は、特に近景において景観上果たす役割やその効果が大きいことから、検討をすること。

(3) その他について

ア 計画地は本通りの上に当たり、他の建物に比べて公共的な空間が多く設けられることが想定されることから、そうした公共的な空間への利用者の集まり方、往来の仕方及び動線とデザインの関連について検討すること。

イ 利用者や計画建物を見る人に、計画についてどれくらい認知してもらえるかや良い関係が作れるか、愛着を持ってもらえるかが、いかに良い景観を作ることができるかにつながることから、今後の市民との関係作りに取り組むことが望ましい。

ウ 計画建物が新たな視点場となり得ることから、市において、平和記念公園やひろしまゲートパーク、サッカースタジアムとスタジアム前広場などの夜間景観の計画を検討することが望ましい。